

監査報告書

令和6年5月16日

学校法人 緑ヶ岡学園
理事長 中島 太郎 殿

学校法人 緑ヶ岡学園

監事 北山 幸徳

監事 林 正昭

私立学校法第37条第3項及び学校法人緑ヶ岡学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人緑ヶ岡学園における令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務並びに財産の状況及び理事の業務執行状況について監査した。

監査に当たっては、理事会及び評議員会に出席し、業務報告や理事・評議員の意見を聴取するとともに、関係書類の提出を求め実施した。

その結果、学校法人緑ヶ岡学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、また、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録）は会計帳簿の記載に合致するとともに、収支及び財産の状況を正確に記載しており、業務並びに財産の状況及び理事の業務執行に関し、不正や法令、寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

さて、緑ヶ岡学園では、令和元年度から経営強化推進計画を実行し、財政基盤の確立に努めてきたが、令和5年度決算においては、学生・生徒数の減少等により、短期大学、中学校で大幅な赤字となり、学園全体でも86,674千円の大幅な赤字決算となったところである。

さらに、令和6年度の入学者数を見ても、短期大学で定員100名に対し54名、高等学校で定員140名に対し72名と非常に厳しい結果となっている。各部門においては、学生・生徒の確保対策にしっかりと取り組むとともに、抜本的な学校運営の見直しを含めた経営改革を早期に実施することを期待する。